

お知らせ

平成 30 年 3 月 22 日
宇部市上下水道局財務課 管財係

社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、全国的に取組が進められています。

上下水道局においても、平成 30 年度から、以下の取組を行うこととしましたので、お知らせします。

○下請業者への対策

平成30年4月1日以降、契約を締結する工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定します。

■社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。

■受注者への措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して以下の措置を行うこととなります。

○制裁金の課金：下請契約額の10%を課金（契約約款に条項を追加）

○指名停止措置：2週間から4か月の指名停止

○工事成績評定点：10点から20点の減点

※下請業者の加入状況は、保険料の領収済通知書等により確認してください。

- ・「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険です。
- ・「一次下請業者」は建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。
- ・「特別な事情」とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難になることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。

【例】特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができ

ない場合。等

なお、この場合においても、1か月以内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行うこととなります。

■建設業許可権者への通報等

下請業者が社会保険等未加入業者の場合、建設業許可権者に通報します。また、元請業者に対し、当該未加入業者への加入指導要請を行うよう要請します。

社会保険等未加入業者の取扱い

① 加入義務のない業者

従業員が5人未満の個人事業所や一人親方等で社会保険等の加入義務のない業者は対象外です。

② 建設国保組合に加入している業者

健康保険に加入しているものとします。

※加入義務のない社会保険の加入を下請業者に強要しないように注意してください。